

# 【資料 7】

## 地方公営企業会計制度の見直しについて

### 1 背景

#### (1) 公営企業の抜本改革の推進

人口減少社会やインフラの更新・縮小時代へ転換する中で、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直しや各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化などの改革を行う必要が生じている。

#### (2) 地方分権改革の推進

地方分権改革推進委員会において、「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられ、地方公営企業についても、地方分権改革に沿った見直しを進める必要が生じている。

#### (3) 企業会計基準の見直しの進展

企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

### 2 見直しの目的及び内容

#### (1) 目的

地方分権改革の一環として地方公営企業の経営の自由度をあげるとともに、経営状況を透明化し、人口減少社会においても持続可能な上下水道サービスを提供し続けるために必要な経営改革を行うことを目的とする。

#### (2) 内容

##### ア 資本制度の見直し【平成24年4月から適用（一部を除く）】

経営の自由度の向上を図る。

- ⇒ ・ 利益の処分，資本剰余金の処分，資本金の額の減少
- ・ 組入資本金制度の廃止（平成26年4月から適用）

##### イ 会計基準の見直し【平成26年度予算及び決算から適用】

更なる経済性の発揮に向け、経営判断に必要な損益の認識や、資産・負債の正確な把握等を図る。

- ⇒ ・ 借入資本金や固定資産償却制度など10項目（詳細別表参照）